

○厚生労働省令第二十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第十一条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十五条第二項及び第百八条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十五条、第十六条、第二十六条の八及び第三十三条第一項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十三条 法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請をしようとする精神障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地。以下この条及び第三十条において同じ。）の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長。この条及び第三十条において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る精神障害者の氏名、住所、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第二十六条及び第三十条において同じ。）及び連絡先</p> <p>二 当該申請に係る精神障害者が十八歳未満である場合においては、当該精神障害者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該精神障害者を現に監護する者の氏名、住所、連絡先及び当該精神障害者との続柄</p> <p>2 法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる書類とする。ただし、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>第二十三条 (新設)</p> <p>法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める書類は、第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる書類とする。ただし、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長。第三十条において同じ。）は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>一～三 (略)</p>

第二十六条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳
交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 精神障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

二 四 (略)

第二十八条 法第四十五条第四項の規定による政令で定める精神障
害の状態にあることについての認定の申請は、第二十三条の規定
を準用する。

2 (略)

第三十条 令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の
再交付の申請をしようとする精神障害者は、第一号に掲げる事項
に記載した申請書を、その居住地の都道府県知事に提出しなけれ
ばならない。ただし、当該申請を行う精神障害者が当該精神障害
者に係る第二号に掲げる書類を提示する場合の申請書については
、当該精神障害者の個人番号を記載することを要しない。

一 次に掲げる事項

イ 当該申請に係る精神障害者の氏名、住所、生年月日、個人
番号及び先に交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の交付番
号

ロ 申請の理由

二 氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別
事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるもの
のいずれかに該当するもの

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律による個人番号カード、道路交通法（昭和三
十五年法律第百五号）による運転免許証若しくは運転経歴証
明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る

第二十六条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳
交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 精神障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続
における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個
人番号をいう。）

二 四 (略)

第二十八条 法第四十五条第四項の規定による政令で定める精神障
害の状態にあることについての認定の申請は、第二十三条第一項
各号のいずれかに該当する書類を添えて行うものとする。

2 (略)

第三十条 (新設)

。）、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による旅券、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者証明書

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該精神障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして都道府県知事が適当と認めるもの

ハ 医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。）による被保険者証（健康保険法による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。）、組合員証若しくは加入者証（組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。）、介護保険法による被保険者証、国民年金法による国民年金手帳、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当証書、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特

別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて都道府県知事が適当と認めるもののうち二以上の書類

2| 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳を破り、又は汚した者に対する令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付については、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに行わなければならない。

都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳を破り、又は汚した者に対する令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付については、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに行わなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令

第十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給決定の取消しにより受給者証の返還を求める場合の手続)</p> <p>第二十条 市町村は、法第二十五条第一項の規定に基づき支給決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給決定障害者等に通知し、受給者証(当該支給決定障害者等が介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けていた場合は、併せて、第六十四条の二第三項に規定する療養介護医療受給者証。この項において同じ。)の返還を求めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 前項の支給決定障害者等の受給者証又は第六十四条の二第三項に規定する療養介護医療受給者証(以下この項において「受給者証等」という。)のうち、既に市町村に提出されているものについては、市町村は、前項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第二十二条 令第十五条の規定に基づき届出をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証(当該支給決定障害者等が介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る申請内容の変更の届出をしようとする場合は、併せて、第六十四条の二第三項に規定する療養介護医療受給者証)を添えて市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受給者証の再交付の申請)</p> <p>第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決</p>	<p>(支給決定の取消しにより受給者証の返還を求める場合の手続)</p> <p>第二十条 市町村は、法第二十五条第一項の規定に基づき支給決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により支給決定障害者等に通知し、受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 前項の支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第二十二条 令第十五条の規定に基づき届出をしようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(受給者証の再交付の申請)</p> <p>第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請をしようとする支給決</p>

定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給決定障害者等が、当該支給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給決定障害者等の個人番号（当該申請に係る障害者等が障害児である場合の申請書については、当該障害児の個人番号を含む。）を記載することを要しない。

一 次に掲げる事項

イ 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

ロ 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び支給決定障害者等との続柄

ハ 申請の理由

二 氏名及び生年月日又は居住地（以下「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による個人番号カードをいう。以下同じ。）、運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）による運転免許証をいう。以下同じ。）若しくは運転経歴証明書（道路交通法による運転経歴証明書をいう。以下同じ。）、旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による旅券をいう。以下同じ。）、身体障害者手帳（身体障害者福祉法による身体障害者手帳をいう。以下同じ。）、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給さ

定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び支給決定障害者等との続柄

れる手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者証明書をいう。以下同じ。）

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該支給決定障害者等が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ 被保険者証等（医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）による被保険者証（健康保険法による日雇特別被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。）組合員証及び加入者証（組合員証及び加入者証については被扶養者証を含む。以下同じ。）並びに介護保険法による被保険者証をいう。以下同じ。）、国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による国民年金手帳をいう。以下同じ。）、児童扶養手当証書（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当証書（特別児童扶

養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

（削る）

2・3（略）

（地域相談支援受給者証の再交付の申請）

第三十四条の五十 令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者が、当該地域相談支援給付決定障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該地域相談支援給付決定障害者の個人番号を記載することを要しない。

一 次に掲げる事項

イ 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

ロ 申請の理由

二 個人識別事項が記載された書類であつて、次に掲げるものいずれかに該当するもの

イ 個人番号カード、運転免許証若しくは運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該地域相談支援給付決定障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

三 申請の理由

2・3（略）

（地域相談支援受給者証の再交付の申請）

第三十四条の五十 令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該申請の理由

ハ 被保険者証等、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるものうち二以上の書類

2・3 (略)

(支給認定の申請等)
第三十五条 (略)

一〜三 (略)
四 当該申請に係る障害者等の医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称

五 (略)
六 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号

2・3 (略)

(支給認定の申請等)
第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（精神通院医療（令第一条の二三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）に提出しなければならない。

一〜三 (略)
四 当該申請に係る障害者等の医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）をいう。以下同じ。）による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。附則第八条において同じ。）、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称

五 (略)
六 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けられた身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定

七〇十 (略)
二〇四 (略)

(医療受給者証の再交付の申請)

第四十八条 令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給認定障害者等が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給認定障害者等の個人番号(当該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。)を記載することを要しない。

一 次に掲げる事項

イ 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

ロ 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄

ハ 申請の理由

二 個人識別事項が記載された書類であつて、次に掲げるものいずれかに該当するもの

イ 個人番号カード、運転免許証若しくは運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該支給認定障害者等が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるもの

七〇十 (略)
二〇四 (略)

に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号

(医療受給者証の再交付の申請)

第四十八条 令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。

一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄

として市町村長（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給
に關しては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）
が適当と認めるもの

ハ 被保険者証等、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児
童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給され
た書類その他これに類する書類であつて市町村長等が適当と
認めるもののうち二以上の書類

（削る）

2
5 （略）

（令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第五十四条 令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める
給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年
金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律
第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。）
第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二
十一 （略）

十二 特別児童扶養手当等の支給に關する法律に基づく特別児童
扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三
十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

（療養介護医療費の支給等）

第六十四条の二 （略）

2 介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受
けた障害者（以下「療養介護医療費支給対象障害者」という。）
が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医
療を受けたときは、法第七十条第二項において準用する法第五十
八条第五項の規定により当該療養介護医療費支給対象障害者に支

三 | 申請の理由

2
5 （略）

（令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第五十四条 令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める
給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく障害
基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一
部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条に
おいて「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正
前の国民年金法に基づく障害年金

二
十一 （略）

十二 特別児童扶養手当等の支給に關する法律（昭和三十九年法
律第三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当
及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一
項の規定による福祉手当

（療養介護医療費の支給）

第六十四条の二 （略）

2 支給決定を受けた障害者が指定障害福祉サービス事業者から当
該指定に係る療養介護医療を受けたときは、法第七十条第二項に
おいて準用する法第五十八条第五項の規定により当該支給決定を
受けた障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サ
ービス事業者に対して支払うものとする。

給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。

3| 市町村は、療養介護医療費支給対象障害者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した療養介護医療受給者証（以下「療養介護医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

- 一| 療養介護医療費支給対象障害者の氏名、居住地及び生年月日
- 二| 交付の年月日及び受給者番号
- 三| 介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定の有効期間
- 四| 負担上限月額に関する事項
- 五| その他必要な事項

（療養介護医療受給者証の再交付等）

第六十四条の二の二 市町村は、療養介護医療受給者証を破り、汚し、又は失った療養介護医療費支給対象障害者から、介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定の有効期間内において、療養介護医療受給者証の再交付の申請があったときは、療養介護医療受給者証を交付しなければならない。

2| 前項の規定に基づき申請をしようとする療養介護医療費支給対象障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者が、当該療養介護医療費支給対象障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該療養介護医療費支給対象障害者の個人番号を記載することを要しない。

一| 次に掲げる事項

イ| 当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

ロ| 申請の理由

二| 個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもの
い| ずれかに該当するもの

（新設）

（新設）

<p>イ 個人番号カード、運転免許証若しくは運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書</p>	<p>ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該療養介護医療費支給対象障害者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの</p>	<p>ハ 被保険者証等、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるものうち二以上の書類</p>	<p>3 療養介護医療受給者証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、同項の申請書に、その療養介護医療受給者証を添えなければならぬ。</p>	<p>4 療養介護医療受給者証の再交付を受けた後、失った療養介護医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならぬ。</p>
---	---	---	---	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の規定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以降の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請及び同条第四項の規定による政令で定める精神障害の状態にあることについての認定の申請並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の規定による支給決定の取消し及び同法第七十条第一項の規定による介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の規定に基づく申請内容の変更の届出、同令第十六条の規定に基づく受給者証の再

交付の申請、同令第二十六条の八の規定に基づく地域相談支援受給者証の再交付の申請及び同令第三十三
条第一項の規定に基づく医療受給者証の再交付の申請について適用する。